

クリーンエネルギー自動車導入促進補助金（CEV補助金）の概要

- クリーンエネルギー自動車の普及拡大に向けて、予算額を大幅に増加。
(令和4年度補正700億円、令和5年度当初200億円)
- 補助上限額を維持し、普及を力強く促進するとともに、所要の見直しを行う。
 - － GX支援の趣旨を踏まえ、規制・制度と支援を一体的に行う観点から、補助上限額の上乗せの要件として、外部給電機能を有することに加えて、EV・PHEVの乗用自動車については省エネ法トップランナー制度の2030年度燃費基準の対象となる車両（型式指定自動車）であることを追加。
 - － 価格低減を促す観点から、高額車両（税抜840万円以上）は、算定された補助額に価格係数0.8を乗じる。

予算事業の概要

※4月1日以降の登録車に係る主な変更点は赤字

車両登録時期に応じた取扱い：

- 新車新規登録（新車新規検査届出）が、
- ①令和4年11月8日～令和5年3月31日までの車両
→ 令和4年度当初予算事業の補助対象、単価等の要件を維持
 - ②令和5年4月1日以降の車両
→ **見直し後の補助条件等を適用**

補助対象車両：

- ・電気自動車（EV）
 - ・軽電気自動車（軽EV）
 - ・プラグインハイブリッド車（PHEV）
 - ・燃料電池自動車（FCV）
 - ・超小型モビリティ、ミニカー、電動二輪
- * クリーンディーゼルは、4月1日以降の登録車は対象外**

補助上限額

車別	令和4年度補正・令和5年度当初	
	ベース	条件付き
EV	65万円	85万円
軽EV	45万円	55万円
PHEV	45万円	55万円
FCV	230万円	255万円

- ・ 条件付きは、外部給電機能としてのV2X対応又は1500W車載コンセント装備を有していること、**かつ、省エネ法トップランナー制度の対象車両(型式指定自動車)とする。**
- ・ BEV, PHEV, FCVについて、**メーカー希望小売価格（税抜）が840万円以上の車両は、算定された補助額に価格係数0.8を乗じる。**

**令和5年3月23日～ 次世代自動車振興センターにて申請受付中
（車両登録・納車後に、登録に係る書類を添付して、補助金を申請）**

詳しくは▶

CEV補助金

検索